

富田林市随意契約ガイドライン

令和7年4月 改訂

総務部契約検査課

目 次

Ⅰ. はじめに	1
2. 趣旨・目的	1
3. ガイドラインの対象	1
4. 留意事項	2
5. 隨意契約ができる場合	2
(1) 少額の契約	2
(2) その性質又は目的が競争入札に適しない	2
(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける	2
(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等	2
(5) 緊急の必要によるもの	2
(6) 競争入札に付することが不利なもの	2
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	2
(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	2
(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	2
6. 契約内容の公表	8
7. 様式第1号 特命随意契約理由書	9

I. はじめに

地方公共団体は、地域社会の発展と住民の福祉を促進するために、様々な相手方と契約を締結している。これらの契約は、公共サービスの提供や施設の管理など、地方公共団体の業務遂行に不可欠なものである。

地方公共団体における契約は、地方自治法第234条第1項において、「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されている。また、同条第2項において、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされている。

このことから、原則として入札の内容を公告し、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させて行う「一般競争入札」によって契約の相手方を選び、契約を締結すべきとされており、「随意契約」は例外的な取り扱いとなる。

随意契約については、少額案件における価格競争である、いわゆる見積り合わせのほか、契約の目的が特殊で競争入札に適さない場合や、緊急に契約する必要があり競争入札を行う時間的余裕がない場合など、随意契約を行う事が出来るいくつかの要件が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）に規定されている。

2. 趣旨・目的

本ガイドラインは、施行令第167条の2第1項に定める随意契約事務の公正性や経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し決定すること、及び見積書の取扱い等についての指針を例示したものである。

随意契約の締結は、手続きが簡単であり、相手方が特定した者であるため競争入札では満たすことのできないような資産、信用、技術、経費等の相手方の能力を熟知のうえで選定することができるので、その運用を誤らないかぎり、所期の目的を達成することができるものであるが、その運用を誤ると、相手方が固定化し、さらに契約自体が情実に左右されるなどして公正な取引の確保を損なうことにもなりかねない。

よって、随意契約を締結する場合、各担当課においては、本ガイドラインを参考にしながら、安易で恣意的な拡大解釈をすることなく、適用条文や契約相手方の選定理由等を明確に示す必要がある。

3. ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、随意契約により締結する契約とする。

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとする。

4. 留意事項

- (1) 隨意契約を希望する場合は、起案書等に適用条文（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号）を記入すること。また、特命随意契約の場合は、様式第1号「特命随意契約理由書」を必ず作成しなければならない。
- (2) 過去に随意契約としていたものも、改めて点検し、相手方の選定方法について適宜見直しを行うこと。
- (3) 本来、競争入札に付すべき案件を合理的な理由もなく、意図的に分割し随意契約（少額契約）してはならない。
- (4) 契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはならない。

5. 随意契約ができる場合

(1) 少額の契約

(施行令第167条の2第1項第1号)

売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

富田林市財務規則（昭和39年規則第16号。以下「財務規則」という。）第102条に定める金額の範囲内の次の契約をするとき。

- (1) 工事又は製造の請負………予定価格が1件当たり200万円以下の契約
- (2) 財産の買入れ……………予定価格が1件当たり150万円以下の契約
 - ・地上権、特許権等の無体財産を含む土地及び建物から消耗品、備品などの物品の購入等の一切の財産をいう。
- (3) 物件の借入れ……………予定価格が1件当たり80万円以下の契約
 - ・金額は、年額又は総額による。
- (4) 財産の売払い……………予定価格が1件当たり50万円以下の契約
 - ・地上権、特許権等の無体財産を含む。
- (5) 物件の貸付け……………予定価格が1件当たり30万円以下の契約
 - ・金額は、年額又は総額による。
- (6) 前各号に掲げるもの
 - 以外のもの 予定価格が1件当たり100万円以下の契約
 - ・物品修理、委託業務、役務の提供等をいう。

注) 単価契約については、総数量を定めているもの、又は、予算で予定額が積算されるものについては、その予定総支出額による。

【見積書の取扱い】

財務規則第102条第2項において、「契約担当者は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上のものを選んでそれらの者から

見積書を徴しなければならない。」と規定されている。

ただし、2者以上から見積書を徴することが適当でないと判断するとき（第1号に該当するが、第2～9号のいずれかにも該当する場合が想定される。）は、1者からの見積書のみで処理することができるが、その判断は客観的な判断基準に基づいたものでなければならない。

（2）その性質又は目的が競争入札に適しない

（施行令第167条の2第1項第2号）

不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。

（1）工事等契約関係

- ① 特殊工法等の新開発工法を用いる必要がある工事
- ② 文化財その他極めて特殊な建築物であるため施工者が特定される工事
- ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の工事
- ④ ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ⑤ 本工事の施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に本工事を施工せなければならぬ場合
- ⑥ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の工事（例　雨水ポンプ場等の設備機器の改修工事等）
- ⑦ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
- ⑧ 補償・補填工事で補償調査を行った者に施工させる場合
- ⑨ 基本設計委託後の実施設計委託を基本設計施工者に行わせる場合
- ⑩ 酸素欠乏危険作業等を作業に精通した者に施工させる場合
- ⑪ 災害応急工事、未然防止工事を行った者に引き続き本工事を行わせる場合

（2）物品納入・業務委託等契約関係

- ① 額面価格が定められているなど、競争性がないと認められる場合（切手、収入印紙、官報、図書等）
- ② 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合（美術品・歴史的資料・著作権等を有しているもの・教育ビデオやコンピューターソフト等の直売品）
- ③ 特殊な性質を有する物品の買入れや特殊な技術（特許等）、経験及び知識を必要とする場合

る場合

- ④ 著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者による機器や情報システムの保守・修正等の業務
- ⑤ 市内及び府内の医療機関で、健康診断などを実施する業務
- ⑥ 法令等の規定により履行できる者が特定される物品又は業務
- ⑦ 訴訟、調停、登記、鑑定等の業務
- ⑧ 国及び地方公共団体、その他関連団体と協力して行うことが必要な業務
- ⑨ 営利を目的としない団体等が実施する地域活動などで、公衆の福祉向上に寄与する業務
- ⑩ 本市の条例及び施行規則等で指定された者との契約
- ⑪ プロポーザル方式により選定した者との契約
- ⑫ 契約の目的に適した資力や信用、技術、経験等を有する者と契約することが目的を達成するために妥当であると判断される場合

【見積書の取扱い】

1者からの見積りのみで処理することができる。

ただし、社会的経済状況等を鑑み、適正で妥当な価格であるのか、比較検討できるものについては、他の者から参考見積りを徴するものとする。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者に対する職業訓練や授産を行う施設において製作された物品を規則で定める手続きにより買入れる場合、上記施設、高年齢者又は母子家庭の母及び寡婦の就業支援を行う団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより受ける契約をするとき。

一定の政策目的を達成するために必要な場合で、具体的には次に掲げる施設等を規定する。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 障害者基本法第18条第3項の規定により助成を受けている施設（小規模製作所）
- ⑤ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センター
- ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体

【見積書の取扱い】

1者からの見積りのみで処理することができる。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等

(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより、買い入れる契約をするとき。

一定の政策目的を達成するために必要な場合で、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合。

【見積書の取扱い】

①者からの見積りのみで処理することができる。

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。

「緊急の必要」とは、災害等の客観的事実により競争入札に付すると、時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、甚だしく不利益を被る場合。

- ①突発・災害の応急工事及び未然防止工事を施工するとき。
- ②災害時の緊急物資の購入をするとき。
- ③電気、機械設備等の故障に係る復旧工事を施工するとき。
- ④緊急対応を行わなければ、市民生活等へ重大な支障をおよぼす恐れがあるとき。

【見積書の取扱い】

予定価格調査、契約書作成を省略し、①者からの見積りのみで処理することができる。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付すことが不利と認められるとき。

- (1)現に契約履行中の施工者に履行させたほうが、工期の短縮、経費の節減が確保できる等、有利と認められるとき。
 - ①当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事を施工するとき。
 - ②本体工事と密接に関連する付帯的な工事を施工するとき。
 - ③前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる工事を施工するとき。

(2)他の発注者（例えば大阪府）が発注し、現に施工中の工事と交錯する個所の工事で、この工事を現に施工中の者に行わせた場合には、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できるとき。

- ① 鉄道工事と立体交差する道路工事等の交錯する個所での工事を施工するとき。
- ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【見積書の取扱い】

1者からの見積りのみで処理することができる。

ただし、経費の積算において見積りを基に、予定価格を設定したものは比較検討するため2者以上の者から見積書を徴するものとする。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(1)特定の施工者が、施工に必要な資材等を多量に所有するため、他の者に比べ著しく有利な価格で契約できるとき。

(2)特定の施工者が開発し又は導入した資機材、作業設備新工法等を利用する方が著しく有利な価格で契約できるとき。

(3)印刷物等で、原版を保有しているため、他の者に比べて著しく有利な価格で契約できるとき。

注)「時価に比して著しく有利な価格」とは、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合をいい、製造原価を下回った価格で契約できる場合等といわれており、客観的な合理性が必要である。

【見積書の取扱い】

時価に比して著しく有利であるか否か比較検討する必要から、2者以上の者から見積書を徴するものとする。

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき。

「入札者がいるとき」とは、一般競争入札の公告、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったが、それに応する参加者がなかった場合、又は再度の入札に付したが、落札者がいる場合をいう。

【見積書の取扱い】

「入札者がいるとき」

時間に余裕があれば、競争入札参加者の指名変更等を行って、再度の競争入札をするべきであり、余裕がない場合は随意契約を行うこととなる。この随意契約の相手方は、原則として入札参加の意思がなかった者以外のものとし、その見積りについては、1者とすることができます。

「再度の入札に付し落札者がいるとき」

最低の入札価格を入れた者に見積書の提出を求める。この場合において、最低の札を入れた者の見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、履行期間は変更できるが、予定価格その他の条件を変更することはできない。

見積の結果、競争入札参加者全員が予定価格に達しなかった場合、指名競争入札参加者の変更又は設計内容を変更の上、再度、競争入札を行うこととなる。

以上のことから、随意契約が成立する場合には、1者からの見積りのみで処理することができる。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約をしないとき。

入札の結果、落札者があったにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合。

【見積書の取扱い】

落札となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合においてこの見積書が、落札価格に達しない場合は、次の次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、変更することができるるのは履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、契約額も落札価格の制限内となる。

入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、指名競争入札参加者を変更するか又は設計内容を変更のうえ、再度競争入札を行うこととなる。

以上のことから、随意契約が成立する場合には、1者からの見積りのみで処理することができる。

6. 契約内容の公表

施行令第167条の2第1項第2号から第9号の規定により、随意契約を締結した場合、透明性、公平性を確保することを目的として、市ウェブサイトにて公表する。

(1) 公表の対象

財務規則第102条に定める次の金額を超えるもの

- | | |
|------------|-----------------|
| ・工事又は製造の請負 | 予定価格が1件当たり200万円 |
| ・財産の買入れ | 予定価格が1件当たり150万円 |
| ・物件の借入れ | 予定価格が1件当たり80万円 |
| ・財産の売払い | 予定価格が1件当たり50万円 |
| ・物件の貸付け | 予定価格が1件当たり30万円 |
| ・上記以外のもの | 予定価格が1件当たり100万円 |

(2) 公表の内容

- ・契約名
- ・契約日
- ・契約相手方
- ・契約期間
- ・契約金額（単価契約の場合は推定総金額）
- ・担当課
- ・契約内容の概要
- ・該当条文
- ・随意契約とした理由

(3) 公表の時期

4月から6月までの間に締結した契約	7月
7月から9月までの間に締結した契約	10月
10月から12月までの間に締結した契約	1月
1月から3月までの間に締結した契約	4月

特命随意契約理由書

令和 年 月 日

課名 _____

地方自治法第234条第2項及び、同施行令第167条の2第1項の規定に基づいて、下記のとおり希望します。

契 約 名	
契約の相手方	
契約金額（税込）	円
契約内容の概要	
該当する条文に ○印を付してください	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しない
	第3号 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
	第4号 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等
	第5号 緊急の必要によるもの
	第6号 競争入札に付すことが不利なもの
	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの
	第8号 競争入札に付し入札者又は落札者がないとき
	第9号 落札者が契約を締結しないとき
	相手方選定の具体的な理由（公表スペースの関係上、200文字以内に要約してください）

※ 上記を証する書類等がある場合は添付してください。

特命随意契約理由書

令和 年 月 日

課名 ○○○○課

地方自治法第234条第2項及び、同施行令第167条の2第1項の規定に基づいて、下記のとおり希望します。

契 約 名	●●対応に伴う△△システム改修業務																
契約の相手方	△△株式会社																
契約金額（税込）	◎◎◎◎ 円																
契約内容の概要	本業務は、法令改正に伴って導入されることとなった●●について対応するため、現在導入している△△システムの改修を行う契約です。																
該当する条文に ○印を付してください	<table border="1"> <tr> <td>第2号</td><td>契約の性質又は目的が競争入札に適しない</td></tr> <tr> <td>第3号</td><td>特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき</td></tr> <tr> <td>第4号</td><td>新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等</td></tr> <tr> <td>第5号</td><td>緊急の必要によるもの</td></tr> <tr> <td>第6号</td><td>競争入札に付すことが不利なもの</td></tr> <tr> <td>第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの</td></tr> <tr> <td>第8号</td><td>競争入札に付し入札者又は落札者がないとき</td></tr> <tr> <td>第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき</td></tr> </table>	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない	第3号	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	第4号	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等	第5号	緊急の必要によるもの	第6号	競争入札に付すことが不利なもの	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	第8号	競争入札に付し入札者又は落札者がないとき	第9号	落札者が契約を締結しないとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない																
第3号	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき																
第4号	新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等																
第5号	緊急の必要によるもの																
第6号	競争入札に付すことが不利なもの																
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの																
第8号	競争入札に付し入札者又は落札者がないとき																
第9号	落札者が契約を締結しないとき																
相手方選定の具体的な理由（公表スペースの関係上、200文字以内に要約してください）	△△株式会社は、当該システムの開発業者であり、かつ著作権を有しております。よって、他者が同システムの保守・改修等を行うことができないことから、同社との随意契約の締結を希望します。 アイテムを選択してください。																

※ 上記を証する書類等がある場合は添付してください。